

## 令和 2 年度障がい者相談支援体制機能強化会議について

## 1 目的

各地域の障がい者相談支援体制の整備及び質の向上を図るため、障がい者総合支援センターの基幹化等、各地域における相談支援体制の機能強化に向けた各種テーマ（例：人材育成体制、地域移行体制、権利擁護体制、地域自立支援協議会事務局体制、地域生活支援拠点等整備等）ごとに必要な者を参集し、その協議及び情報交換等を行う。

本年度は、第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画策定年度であるため、各圏域の策定の推進を後方支援する内容とする。

## 2 参集範囲

- (1) 各地域において、相談支援体制整備及び各機能における実務者及びその中核を担う者（障がい者総合支援センター、地域自立支援協議会事務局、市町村、福祉事務所 等）
- (2) その他相談支援体制強化のための各種テーマを協議するにあたり必要な者

## 3 実施回数

年 3 回程度実施（新型コロナウイルス感染拡大状況により開催しない場合あり）。

## 4 実施予定

	内 容
第 1 回 9 月 18 日（金） （Web 開催）	障害福祉計画策定に向けた圏域協議のために ・講演 厚生労働省障害福祉課 相談支援専門官 藤川雄一氏 ・地域での障害福祉計画検討に向けて
第 2 回 11 月 19 日（木） （Web 開催）	次期障害福祉計画策定に向けた圏域協議について ・全県の情報共有
第 3 回 2 月 16 日（火）	地域生活支援拠点等の情報共有 今年度のまとめ

# 第6期長野県障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画（案）の概要

障がい者支援課

## <計画の構成（案）>

<b>第1編 はじめに</b>	
1	計画の位置付け
2	計画の期間
3	基本理念
4	障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方
5	計画の達成状況の点検、評価
【参考資料】・長野県内の障がい者数・障害福祉サービス等の種類	
<b>第2編 第5期障害福祉計画・第1期障害児計画の実績</b>	
1	障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標及び実績
2	障害福祉サービスの種類ごとの見込量及び実績
<b>第3編 第6期障害福祉計画の成果目標</b>	
1	施設入所している障がい者の地域生活への移行に関すること
2	精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関すること
3	地域生活支援拠点等が有する機能の充実に関すること
4	福祉施設から一般就労への移行に関すること
5	障がい児支援の提供体制の整備等に関すること
6	相談支援体制の充実・強化等に関すること
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に関すること
<b>第4編 障害福祉サービス等の必要な量（活動指標）の見込み</b>	
1	障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量（活動指標）の見込み及び見込量確保のための方策
2	障害福祉サービス等の基盤整備
3	障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る関係機関との連携
<b>第5編 障がい者・児の支援の質の向上のために</b>	
1	障がい者に対する虐待の防止
2	意思決定支援の促進
3	障がい者等の芸術文化支援による社会参加の促進
4	障がいを理由とする差別の解消の推進
5	障害福祉サービス等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の取組
<b>第6編 地域生活支援事業の実施に関する事項</b>	
1	県が行う事業
2	市町村が行う事業に対する県の支援
<b>第7編 障がい保健福祉圏域計画</b>	
1	障がい保健福祉圏域の設定
2	各圏域の障がい保健福祉圏域計画

## <基本理念>

障がいのある人もない人も地域社会の一員として、学びを通じてお互いの理解を深め、自治の力を活かして支え合う、誰もが人格と個性を尊重され「居場所と出番」のある「共に生きる長野県」を目指します。（※長野県障がい者プラン2018の基本理念と同様）

## <成果目標> ※目標値等の「〇」は、設定に向け協議中の事項

### 1 施設入所している障がい者の地域生活への移行に関すること

項目	基準値 (R1)	移行率/減少率 (国の基本指針指標)	目標値 (R5)
地域生活への移行者数	2,238人 (R1年度未入所者)	〇%移行 国指標：6%以上移	〇人移行
施設入所者の減少数		〇%減少 国指標：1.6%以上	〇人減少

### 2 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関すること

項目	基準値 (R1)	目標値 (R5)
入院後3か月時点の退院率	※63%	69%
入院後6か月時点の退院率	※84%	86%
入院後1年時点の退院率	※90%	92%
入院期間が1年以上の長期入院患者数	2,293人	〇人
精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数		316日以上

※「入院後の3,6か月,1年時点の退院率」の基準値は、H29の数値。

### 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に関すること

令和5年度までに、  
各圏域において地域生活支援拠点等を1つ以上確保  
機能充実のための運用状況の検証及び検討を年1回以上

### 4 福祉施設から一般就労への移行に関すること

項目	基準値 (R1)	移行率 (国の基本指針指標)	目標値 (R5)
福祉施設から一般就労者数	328人	〇%移行 国指標:1.27倍	〇人
就労移行支援から一般就労	167人	〇%移行 国指標:1.30倍	〇人
就労継続支援A型から一般就労	30人	〇%移行 国指標:1.26倍	〇人
就労継続支援B型から一般就労	109人	〇%移行 国指標:1.23倍	〇人

④就労移行支援事業から一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用  
⑤就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割

### 5 障がい児支援の提供体制の整備等に関すること

項目（※市町村ごとの設置が困難な場合は圏域設置も可）
児童発達支援センターの設置
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築
主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援センターの確保
主に重度心身障害児を支援する放課後デイサービス事業所の確保
医療的ケア児支援のための協議の場の設置とコーディネーター配置

### ⑥ 相談支援体制の充実・強化等に関すること

各市町村または圏域で、  
総合的・専門的な相談支援の実施  
地域の相談支援体制の充実・強化

### ⑦ 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

県及び市町村において、  
障害福祉サービス等の質を向上するための取組を実施するための体制

## <活動指標等>

### 【活動指標及び基盤整備】

- ・障害福祉サービス等の必要な量（〇人分、〇時間分等）の見込み
- ・障害福祉サービス等の基盤整備（事業所数）
- ・発達障がい者等に対する支援 など

### 【サービス等の確保策】

- ・圏域単位で不足している障害福祉サービス等について、十分なサービス量が確保できるよう多様な事業者の参入を促進する等の工夫 など

【支援の質の向上】 ●障がい者に対する虐待の防止 ●意思決定支援の促進 ●障がい者等の芸術文化支援による社会参加の促進

●障がいを理由とする差別の解消の推進 ●障害福祉サービス等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の取組

【達成状況の点検・評価】 毎年度、進捗状況を点検し、長野県施策推進協議会及び長野県自立支援協議会に意見聴取して評価。

# 基本指針の概要

(「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(令和2年厚生労働省告示213号)」の抜粋)

長野県健康福祉部障がい者支援課



長野県PRキャラクター「アルクマ」  
© 長野県アルクマ

## 都道府県障害福祉計画等作成事項 (第三の三及び別表第三)

事 項
一 基本理念等
二 区域の設定
三 提供体制の確保に係る目標
四 支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
五 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見通し及び計画的な基盤整備の方策
六 各年度の障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数
七 都道府県の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
八 指定障害福祉サービス等支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置
九 関係機関との連携に関すること
十 都道府県障害福祉計画等の期間
十一 都道府県障害福祉計画等の達成状況の点検及び評価

# 基本指針(R2.5.19)

## 基本理念 (第一の一)

※下線部は新規追加項目

- 1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保
- 7 障がい者の社会参加を支える取組

## 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

(第一の二)

- 1 全国で必要とされる訪問系サービスの保証
- 2 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 5 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援の充実
- 6 依存症対策の推進

## 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

(第一の三)

- 1 相談支援体制の構築
- 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- 3 発達障がい者等に対する支援
- 4 協議会の設置等

※下線部は新規追加項目

# 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

(第一の四)

1 地域支援体制の構築
2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
3 地域社会への参加、包容の推進
4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備 (一) 重度心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実 (二) 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対する支援 (三) 虐待を受けた障がい児等に対する支援体制の整備
5 障害児相談支援体制の確保

※下線部は新規追加項目

## 成果目標と活動指標との関係

### 成果目標

#### 1 施設入所者の地域生活への移行

##### 【地域生活移行者の増加】

令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行する。

##### 【施設入所者の削減】

令和元年度末時点の入所者から1.6%以上削減する

#### 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均日数】  
精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とする

【精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)】  
令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数を設定する。

【精神病床における早期退院率(入院3か月・6か月・1年時点の退院率)】  
・入院後3か月時点の退院率を69%以上とする。  
・入院後6か月時点の退院率を86%以上とする。  
・入院後1年時点の退院率を92%とする。

#### 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

##### 【地域生活支援拠点等が有する機能の充実】

令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

### 活動指標

(県・市町村)

- 訪問系サービス(居宅介護等)の利用者数、利用時間数
- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用数
- 自立生活援助の利用者数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域移行支援の利用者数
- 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数

(県・市町村)

- 精神障がい者における地域移行支援の利用者数
  - 精神障がい者における地域定着支援の利用者数
  - 精神障がい者における共同生活援助の利用者数
  - 精神障がい者における自立生活援助の利用者数
- (市町村)
- 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数
  - 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
  - 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
- (県)
- 精神病床からの退院後の行き先別退院患者数

(県・市町村)

- 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数

## 4 福祉施設から一般就労への移行

### 【福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加】

- ・令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上。
- ・就労移行支援事業所について、令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上
- ・就労継続支援A型について、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上
- ・就労継続支援B型について、令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.23倍以上

### 【就労定着支援率の増加】

- ・就労移行支援事業所等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

(都道府県・市町村)

- 就労移行支援の利用者数・利用日数
- 就労移行支援事業等から一般就労への移行者数
- 就労定着支援の利用者数

(都道府県)

- 福祉施設型公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障がい者に対する職業訓練の受講者数

## 5 障がい児支援の提供体制の整備等

### 【児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実】

- ・児童発達支援センターを各市町村及び圏域に少なくとも1か所以上設置
- ・すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

### 【難聴児支援のための中核的な機能を有する体制の構築】

県において、難聴児支援のための中核機能を有する体制を確保

### 【主に重心障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保】

- ・各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保

### 【医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置】

各市町村又は圏域に、関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターを配置

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
- 障がい児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(都道府県)

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数
- 医療型障害児入所施設の利用児童数

## 6 相談支援体制の充実・強化等

### 【相談支援体制の充実・強化等】

各市町村又は圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び相談支援体制の強化を実施する体制の確保。

(県・市町村)

- 総合的・専門的な相談支援
- 地域の相談支援体制の充実・強化

## 7 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

### 【障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築】

県や市町村において、障害福祉サービス等の質を向上するための取組を実施する体制を構築する。

(市町村)

- 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
- 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

(県)

- 指導監査結果の関係市町村との共有

(県・市町村)

- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数
- ペアレントメンターの人数
- ピアサポートの活動への参加人数

(県)

- 発達障害者支援地域協議会の開催
- 発達障害者支援センターによる相談支援
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発